

“ダビング10”に関する運用規定改定の概要(1)

- ✓ “ダビング10”に関する運用規定の改定は次の2つの編である。
 - ARIB TR-B14/TR-B15 第四編(PSI/SI運用規定)
 - ARIB TR-B14/TR-B15 第八編(コンテンツ保護規定)
- ✓ 運用規定では、“ダビング10”のことを「個数制限コピー可」と呼ぶ。

第四編(PSI/SI運用規定)の改定の概要

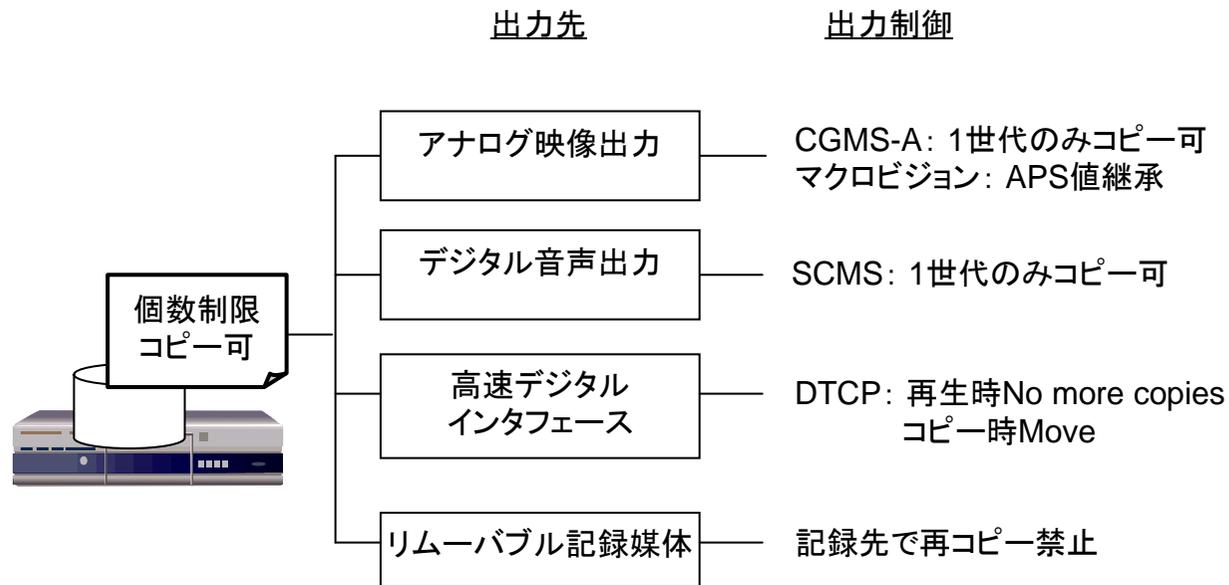
- ◆「1世代のみコピー可」において、コンテンツ利用記述子のcopy_restriction_modeを用いて「個数制限コピー可」の運用可否を以下の通り指定する。
 - copy_restriction_mode = '1' : 「個数制限コピー可」を運用する
(デフォルトのビット状態)
 - copy_restriction_mode = '0' : 「個数制限コピー可」を運用しない
- ◆コンテンツ利用記述子が存在しない場合のデフォルトをcopy_restriction_mode = '1'とする。
- ◆SDT、EITにコンテンツ利用記述子を配置することはしない。したがって、ユーザがEPG等の画面から事前に番組が“ダビング10”かどうかは知り得ない。

“ダビング10”に関する運用規定改定の概要(2)

第八編(コンテンツ保護規定)の改定の概要

- ◆エンコーディングルールに「個数制限コピー可」を追加し、基本的な運用ルールを規定した。送出運用に関しては、第四編と整合性を取りながら規定した。
- ◆受信機側については、新たに独立した「個数制限コピー」の章(TR-B14では5.8節)を設け、基本的な規定を集約して記載した。
 - 「1世代のみコピー可」において、コンテンツ利用記述子のcopy_restriction_mode = '1'の時は「個数制限コピー可」として蓄積可能。
 - 記録(蓄積)後の「個数制限コピー可」のコンテンツは9個までのコピーが可能であり、9個のコピーを生成した後の元のコンテンツはムーブ可能であること。
 - 「個数制限コピー可」として記録(蓄積)されているコンテンツをアナログ映像出力、デジタル音声出力に出力する場合は、「1世代のみコピー可」として出力すること 等
- ◆リムーバブル記録媒体への記録については、「1世代のみコピー可」で記録するように規定した。(現状「個数制限コピー可」に対応するコンテンツ保護方式が無いため)
- ◆解説の章には「個数制限コピー」の節を設け、「個数制限コピー可」とは仮想的にムーブ可能なコンテンツが10個あることと等価であることや、代表的な出力制御を図解(別紙参照)したり、サムネールについてはコピー数の制限に含まれないことを規定した。
- ◆第八編第二部(ワンセグ)に関しても、第一部と同様に「個数制限コピー可」の規定を追加した。

別紙資料



「個数制限コピー可」で蓄積したコンテンツの代表的な出力先とその制御